

住むなら！しちのへ！

七戸町ヤングファミリー定住支援事業

子育て世帯または新婚世帯で、町外から転入あるいは新たに民間賃貸住宅に転居する方に、最長2年間の家賃補助を行っています。

補助金額	上限額
1世帯あたり2万円を超えた部分の月額家賃	2万円

※ 家賃とは、管理費・共益費・駐車場使用料などを除いた金額から、さらに住宅手当を差し引いた金額です。

例えば…

町内の実家に住んでいる子育て世帯の山田さん一家が、月額5万円のアパートを借りると…

(住宅手当が5千円の場合)

月額家賃 5万円 - 住宅手当 5千円

- 最低自己負担額 2万円 = 2万5千円

→ 上限額(月額) 2万円を補助

月額 2万円 × 24ヵ月 = 48万円

お得!!

支給について

1. 支給対象

交付申請日において、子育て世帯または新婚世帯に該当し、さらに支給要件を満たしている世帯。
(※世帯の基準、支給要件等は裏面を参照。)

2. 支給額

月額家賃の2万円(最低自己負担額)を超えた部分から、住宅手当を除いた金額。(上限2万円)
また、補助金の額に1千円未満の端数がある場合は切り捨てとなります。

3. 支給期間

交付申請した月の翌月から、最長で2年間(24ヵ月)支給します。

支給単位… 上半期分(4月～9月) ⇒ 9月下旬～10月支給

下半期分(10月～3月) ⇒ 3月下旬～4月支給

※期間中に支給要件を欠いた場合は、事実発生日が含まれる期別(上半期、下半期)で支給停止を判断します。

例) 12月1日に、転勤により転出した場合

上半期(4月～9月) → 支給あり

下半期(10月～3月) → 12月1日が含まれているため、支給なし



申請について

交付申請は、年度ごとに行ってください。

1. 新規交付申請

支給要件を満たした時から原則として1ヵ月以内に申請。

<提出書類>

- 定住支援補助金交付申請書
- 賃貸契約書の写し
- 勤務先からの住宅手当受給証明
- 世帯全員の住民票(前住所記載のもの)
- 戸籍謄本(新婚世帯の場合)
- 定住確約書
- 町内会加入証明書

2. 継続申請

前年度から引き続き交付を希望する場合は、4月末日までに申請。

<提出書類>

- 定住支援補助金交付申請書
- 勤務先からの住宅手当受給証明
- 世帯全員の住民票(前住所記載のもの)

※申請内容に変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出してください。

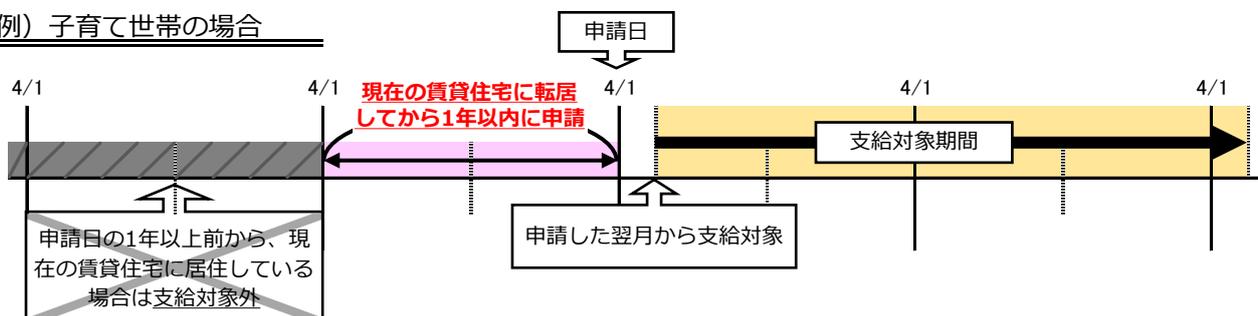
Q：子育て世帯・新婚世帯とは

子育て世帯・新婚世帯の基準は以下のとおりです。

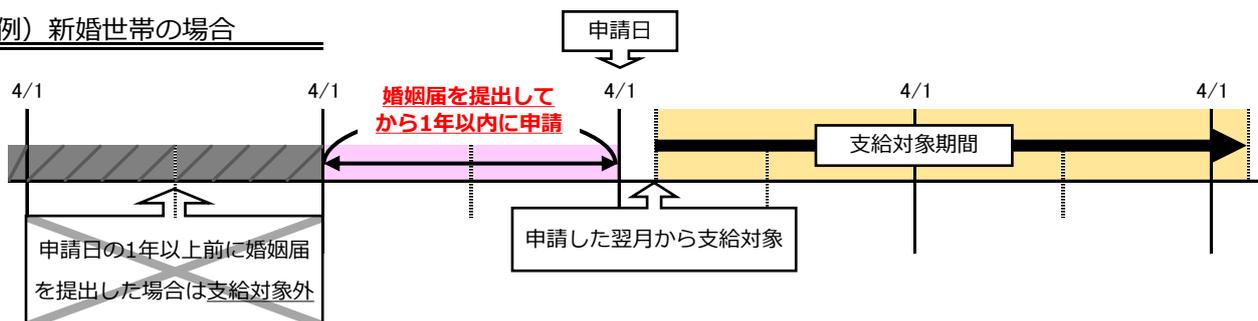
子育て世帯 … 交付申請日において、中学3年生以下の子を養育し、現在の賃貸住宅に居住を始めてから1年以内の世帯

新婚世帯 … 交付申請日において、婚姻届を提出してから1年以内で、夫婦ともに40歳未満の世帯

例) 子育て世帯の場合



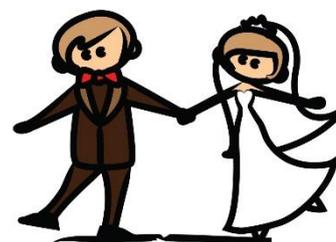
例) 新婚世帯の場合



Q：支給要件とは

支給を受ける方は、以下の要件に当てはまるのが前提です。

- 申請日以後、七戸町に2年以上継続して定住すること。
- 平成25年4月1日から平成32年3月31日までに七戸町の民間賃貸住宅に居住地を定めていること。
- 世帯員全員の住所が七戸町内であること。
- 公的制度（生活保護法等）による家賃補助を受けていないこと。
- 申請者及び世帯員全員が、町税その他の納付金を滞納していないこと。
- 自己の居住目的で民間賃貸住宅を契約している者であること。
- 世帯員が町内に所有する住宅がないこと。
- 管轄している町内会、もしくは常会に加入していること。
- 世帯員全員が、過去に当制度による補助を受けていないこと。



Q：民間賃貸住宅とは

民間賃貸住宅とは、建物の所有者との間で賃貸借契約を締結して、自己の居住用に供する住宅。但し、以下の住宅を除きます。



- ✓ 町営、県営住宅等の公的賃貸住宅
- ✓ 社宅、官舎又は寮等の、事業主から貸与を受けた住宅
- ✓ 申請者以外が締結した賃貸借契約に基づく住宅
- ✓ 申請者及びその配偶者の2親等以内の親族が所有、又は居住する住宅
- ✓ その他町長が不適切と認める住宅

ご不明な点がございましたら、お気軽に『地域おこし総合戦略課』までお問い合わせください。